

千葉県による公社等外郭団体に関する情報公開

平成16年 7月12日作成

団体名	(財)千葉県地域ぐるみ福祉振興基金	県所管課	健康福祉指導課
代表者	堂本 暁子	電 話	223 - 2304
所在地	千葉市中央区市場町1 - 1		
電 話	043 - 223 - 2304		
設立年月日	昭和57年 7月 10日		
ホームページ アドレス			
事業内容	県・市町村社会福祉協議会を通じて福祉活動を実践する民間の社会福祉団体に助成を行うことにより、民間の社会福祉活動の促進、充実を図り、県民福祉の増進に寄与する。		

1 出資等の状況(H16.4.1現在)

(単位:千円,位)

資本金(又は出捐金)	1,200,676
------------	-----------

出資(出捐)者	出資(出捐)額	出資(出捐)割合	出資(出捐)順位	備考
千葉県	500,000	41.6%	2	
県内80市町村	50,000	4.2%	4	
寄附金	539,194	44.9%	1	
利息収入分	111,482	9.3%	3	
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		

2 社員(会員)の状況(社団法人のみ)(H16.4.1現在)

社員総数	
------	--

区 分		社員数	主な者
内 訳	地方公共 団体	県	
		市町村	
	国又は政府系機関		
	民間法人		
	その他		

3 財務状況

(1)貸借対照表から

(単位:千円)

項 目	13年度	14年度	15年度
総資産	1,211,567	1,205,932	1,204,396
負債	0	0	0
資本	1,211,567	1,205,932	1,204,396
累積損益	10,890	5,256	3,720

(2)損益計算書

(単位:千円)

項 目	13年度	14年度	15年度
総収入 (=売上高 + 営業外収益 + 特別利益)	8,491	11,981	16,869
経常損益	12,287	5,634	1,537
当期損益	12,287	5,634	1,537
減価償却前当期損益	12,287	5,634	1,537

4 年度末借入金残高等の状況

(単位:千円)

項 目	13年度	14年度	15年度
借入金残高	0	0	0
うち県からの借入金残高	0	0	0
うち県以外からの借入金残高	0	0	0
うち県の債務保証又は損失補償の対象となる借入金残高	0	0	0

公益法人については、次のとおり公益法人会計基準に読み替える。

貸借対照表 資本 正味財産の部合計

累積損益 基本金等を除く正味財産額

損益計算書 損益計算書 収支計算書及び正味財産増減計算書

総収入 (= 売上高 + 営業外収益 + 特別利益) 総収入 (= 当期収入合計 - 借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益 当期正味財産増減額 - (特別損益項目の資産の増減 + 特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益 当期正味財産増減額

減価償却前当期損益 当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)

5 県の財政支出の状況

(単位:千円)

項 目	目的、内容、算出根拠等	13年度	14年度	15年度
委 託 料		0	0	0
補助金・交付金・ 負担金		0	0	0
その他 (利子補給・税の 減免額・出資金・ 貸付金・その他)		0	0	0
合 計		0	0	0

6 役職員の状況(各年度7月1日現在)

(単位:人)

項 目	13年度	14年度	15年度
常勤役員数	0	0	0
うち県退職者	0	0	0
うち県派遣職員	0	0	0
常勤職員数	0	0	0
うち県退職者	0	0	0
うち県派遣職員	0	0	0

7 事務事業の見直しの状況

平成15年よりボランティア活動費助成方法に関して、より広範な地域福祉活動基盤を整えるため、各社会福祉協議会を通じてボランティア団体に助成する方式に加え、NPO団体など他の市民福祉活動にも助成対象を広げた。

さらに、「新たな福祉像」実現のための事業と財源のあり方について県で実施している事業も含め財団の事業、財源の検討を行う。

(参考) 公社等外郭団体の見直し概要(千葉県行政改革推進本部決定)

改革方針	経営改善
改革の期間	平成15年から
改革の概要	<p>当基金は、ボランティア活動を中心とする民間の自主的な福祉活動の財政基盤の確立のため県、市町村、民間企業及び一般県民が参加し造成された。基金の運用益と寄付金を財源として、事業を実施している。</p> <p>基金の目的に照らし、事業の見直しを図るとともに、必要な事業の財源を確保するため、基金の一部取り崩し等についても検討する。</p> <p>(事業の見直し)</p> <p>ボランティア活動費助成事業については、市町村社協を通じボランティア団体に活動費の助成を行っているが、H15から助成対象を見直し、NPO団体にも広げる。</p>
改革の効果	
改革に伴う課題	
その他	